

小樽市指定給水装置工事事業者の指定更新申請手続

1 受付日時

受付期間 令和6年9月13日を最終日とする、月曜日から金曜日まで（ただし、祝日を除く）。
受付時間 午前9時から12時まで、午後1時から5時まで。

2 受付場所

小樽市水道局（小樽市花園2丁目11番15号）2階サービス課

3 指定更新要件（水道法第25条の3、水道法施行規則第20条）

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと
- (2) 国土交通省令で定める次の機械器具を有する者であること
 - イ 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
 - ロ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り等）
 - ハ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
 - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 心身の故障により、給水装置工事事業を適正に行うことができない者として国土交通省令（※）で定めるもの（※給水装置工事事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人の役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4 提出書類（水道法第25条の2、水道法施行規則第18条、19条）

【法人の場合】

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（水道法施行規則様式第1）
 - (2) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（水道法施行規則様式第3）
 - (3) 給水装置工事主任技術者免状、給水工事主任技術者証の写し
 - (4) 機械器具調書（水道法施行規則様式第1別表）
 - (5) 誓約書（水道法施行規則様式第2）
 - (6) 小樽市指定給水装置工事事業者証（返却）
 - (7) 指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書（別紙1）
 - (8) 定款又は寄付行為の写し（原本と相違ない旨と住所、会社名を記載し、代表者印を押印）
 - (9) 登記簿の謄本（※申請日前1ヶ月以内に発行のもの）
- (注) 指定事項に変更があった場合 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
（水道法施行規則様式第10）

【個人の場合】

- (1) ～ (7) は法人の場合と同じ
 - (8) 住民票（※申請日前1ヶ月以内に発行のもの）
- (注) は法人の場合と同じ

※ (7) は水道法第25条の8、水道法施行規則第36条に伴う確認事項

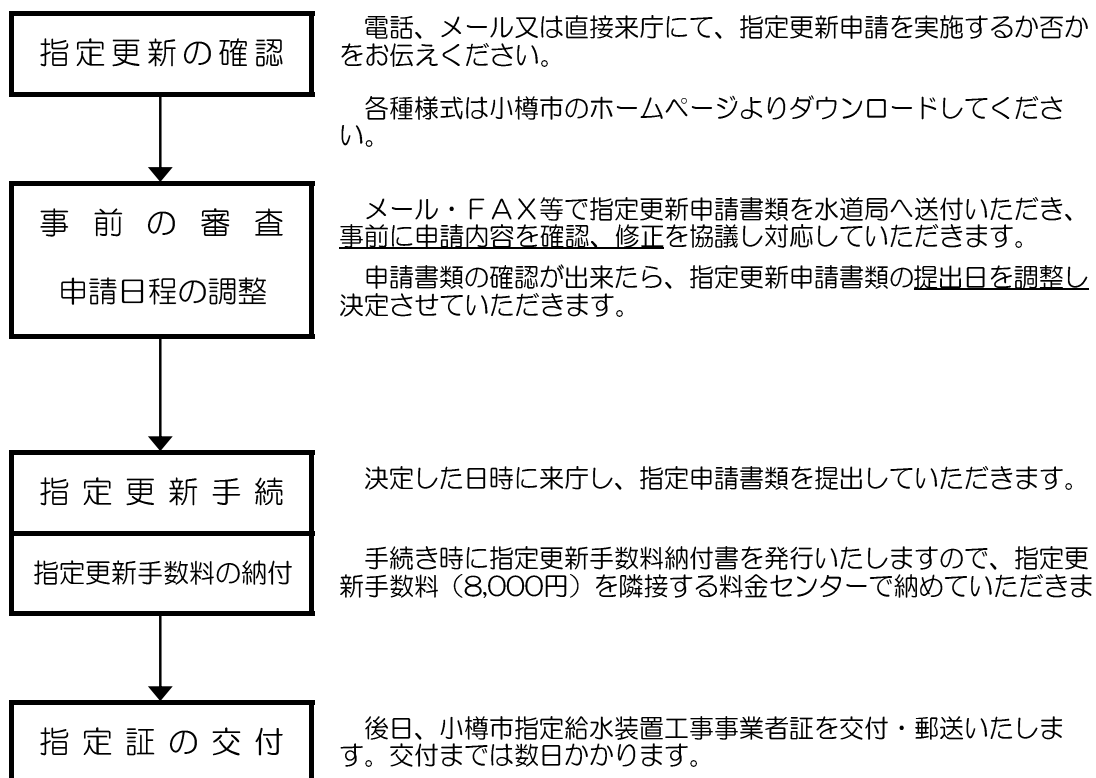
※ (注) は水道法第25条の7、水道法施行規則第34条（指定内容に変更がある場合のみ）

5 指定登録手数料（小樽市水道事業給水条例第39条）

8,000 円

後日「小樽市指定給水装置工事事業者証」を交付いたします。

6 指定更新申請の手続き



指定期日までに指定更新申請を行わなかった場合、小樽市指定給水装置工事事業者の資格を失効することになります。失効すると小樽市内での給水装置工事事業者としての事業活動は出来なくなります。また、指定下水道工事店の指定を受けている事業者は、指定下水道工事店の資格も失効することになります。

失効した場合、いずれも新たに新規指定申請（指定手数料10,000円）をしていただくことになります。

8 指定更新申請に関するお問い合わせ

小樽市水道局サービス課給排水設備グループ（お客様サービス担当）

電話 0134-22-8114

メール serviceka@city.otaru.lg.jp

FAX 0134-27-0695